

○菊川市農村集落多目的共同利用施設条例施行規則

平成17年1月17日規則第89号

菊川市農村集落多目的共同利用施設条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、菊川市農村集落多目的共同利用施設条例（平成17年菊川市条例第105号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

**第2条** 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日の属する月の1か月前の月の初日から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の方法)

**第3条** 条例第5条第1項の許可は、受付の順序による。ただし、使用の許可の申請が同時にあった場合における使用の許可は、協議による。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公用又は公共用のために使用するとき、これを優先して許可する。

(使用の許可)

**第4条** 市長は、条例第5条第1項の許可をしたときは、使用許可証（別記様式）を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

**第5条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターの使用の際、使用許可証を常に携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示すること。

(2) 許可を受けた以外の場所又は器具類を使用しないこと。

(3) 許可なくして建物その他の物件にくぎ付け、張り紙等をしないこと。

(4) 建物その他の物件を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(5) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(6) 使用を終わったときは、速やかに清掃を行い、すべてを原状に復した後、利用日誌に記入の上、係員に申し出て引き渡しをすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊川町農村集落多目的共同利用施設の管理運営に関する規則（昭和56年菊川町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続そ

の他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。